



広報



西音寺(中川原)には、親鸞聖人が植えたという「^{やつかさ}八房の梅」があります

■もくじ

機構改革	2
町長への手紙	3
定額給付金	5
中学校給食答申	6
環境基本条例策定委員会	8
多賀町美術展覧会	10
ねんきん・宝くじ	12
狂犬病予防注射	13
けんこう	14
介護予防健診・農業委員会	15
スポーツ	16
介護保険	18
国保	19
交通安全・税	20
社会教育・育英資金	21
地上デジタル・教育委員会	22
シルバー人材センター	23
あけぼのパーク多賀	24
おしらせ	28

2009 **4** **うづき**
卯月 No.740

教育委員会 (有)2-3741 (電)48-8123 g-ed@town.taga.lg.jp

機構改革

今日の複雑化した行政需要に対応するため、行政組織の変更の端緒として、平成21年4月1日から保育園・子育て支援に関する業務が、教育委員会へ移管されます。

このことにより、「子ども・家庭応援センター」をふれあいの郷内に新設し、子育て支援事業を始め、児童生徒の発達支援や必要に応じた適切な助言、援助を行います。

これは昨年度まで、福祉保健課で保育園業務、教育委員会が幼稚園業務と行っていたものを

を一体化し、合わせて子育て支援に関する業務を教育委員会に移管し、幼児期から義務教育終了までの連続した支援を集約することで、効率的な行政運営と住民サービスの向上をめざすものです。

また、社会教育課がそれぞれ中央公民館、海洋センターで行っていた事務を、教育委員会事務局に集約しますが、貸館業務は従来どおり、それぞれの施設において受付を行います。

平成21年3月31日まで

福祉保健課

- 保育園に関する業務
- 子育て支援センターに関する業務
- 放課後児童クラブに関する業務

平成21年4月1日から

教育委員会

- 保育園に関する業務
- 子育て支援センターに関する業務
- 放課後児童クラブに関する業務
- 子ども・家庭応援センターに関する業務

新設

子ども・家庭応援センター(教育委員会)

業務内容

- 育児相談、健康相談、教育相談等に関すること
- 児童の保護に関すること
- 児童の心身の発達に関する相談、療育等に関すること
- 就学指導に関すること
- 特別支援教育の総合調整に関すること
- 不登校およびいじめ等の問題行動に対する相談、助言等に関すること
- 児童の健全な育成に関すること



総務課 (有)2-2001 (電)48-8120 soumu@town.taga.lg.jp

職員の勤務時間が変わります

4月1日から、役場の執務時間は8時30分から17時15分でこれまでと変わりありませんが、勤務時間は1日当たり8時間から7時間45分となります。これは全国的に公務員の勤務時間が短縮されるものです。

- ・ 8時30分から12時：午前の勤務時間
- ・ 12時から13時：休憩時間
- ・ 13時から17時15分：午後の勤務時間



『あなたの声』をお聞かせください!

町長への手紙

このページの裏面に、町政に対する町民の皆さんのご意見、アイデアや提案などをご記入ください。キリトリ線に沿って切り、封筒を作ってポストに投かんしてください。

町民の皆さんの声を、できるだけ町政に反映しようと、『町長への手紙』を実施します。

よりよい町づくりをすすめていくために、日ごろから皆さんが考えること、感じていることなどを、町長までお送りください。

下の用紙にあなたのご意見やご提案をご記入いただき、ご投かんください。切手は不要です。(必ず住所、氏名、年齢、性別、電話番号をご記入ください。氏名等の個人情報を公開することはありません。)

皆さんからいただいた貴重なご提案、ご意見は、「広報

たが』を通じて回答とともに掲載していきたいと考えています。差し出し有効期限は平成22年4月30日までです。

また、有線ファックスや、E-メールでの投稿もお待ちしています。

『町長への手紙』E-メール

tegami@town.taga.lg.jp

お問い合わせ

企画課

(有)2-2018 (電)48-8122

kikaku@town.taga.lg.jp

(の り し ろ)

キ——リ——ト——リ

住所	
氏名	ふりがな

料金受取人払郵便

彦根支店承認
823

差出有効期限
平成22年4月
30日まで
(切手不要)

5 2 2 - 8 7 9 0

多
賀
町
長
行

多賀町役場内

(受取人) 犬上郡多賀町多賀三三四番地

キ——リ——ト——リ

(の り し ろ)

企画課 (有)2-2018 (電)48-8122 kikaku@town.taga.lg.jp

「町長への手紙」にいろいろなご意見やご提案がありました!

平成20年度に実施した「町長への手紙」の集計結果をお知らせします。今年度は、34人の皆さんからご意見・ご提案などをいただきました。(平成

20年4月～平成21年2月受付分)ご意見・ご提案は、学校教育・農業・福祉・観光・ダム・防犯などさまざまな分野にわたりました。

平成21年度も、皆さんからのご意見やご提案を下記にご記入の上、多賀町長までお願いします。

内訳

財政……………2件	住宅……………1件	議会(議員定数)……………1件
職員……………2件	ダム……………2件	水道……………1件
防犯……………2件	道路・建設……………4件	福祉……………10件
環境(ごみ)……………2件	農業……………3件	その他……………14件
学校教育……………4件	公園……………1件	
合併……………1件	観光……………2件	

合計52件(1人につき複数のご意見の場合あり)

町長への手紙

電話
年齢 歳 性別 (男・女)

総務課内定額給付金係 (有)2-2001 (電)48-8120 soumu@town.taga.lg.jp

集中受付期間

4月1日(水)～4月15日(水)

平日 9時～20時

土・日曜日 9時～17時

申請受付場所■役場1階会議室・川相支所
持参するもの■

- 申請者(世帯主)本人とわかる証明書
※運転免許証、パスポートなど
- 預金通帳
- 印鑑
※世帯主以外が申請する場合は委任状が必要です。

支給開始(振込)予定■平成21年4月中旬から
随時振り込みをします。

定額給付金の支給について

定額給付金の給付対象者は、平成21年2月1日の基準日現在で、多賀町の住民基本台帳に記録されている方(※1)とし、給付額は次のとおりです。

65歳以上の方、18歳以下の方(※2)■1人
当たり20,000円

上記以外の方■1人当たり12,000円

※1 基準日時点において、日本国内で生活されていた方で、いずれの市町村の住民基

本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて当町の住民基本台帳に記録されることとなった方を含みます。

※2 それぞれ、昭和19年2月2日以前に出生した方、平成2年2月2日以降に出生した方が該当します。

定額給付金の申請を行い、給付を受けるのは、原則として基準日現在での世帯主の方です。

子育て応援特別手当の支給について

多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度限りの措置として、幼児教育期の第2子以降の子ども1人当たり3万6千円を支給します。

対象となる子ども

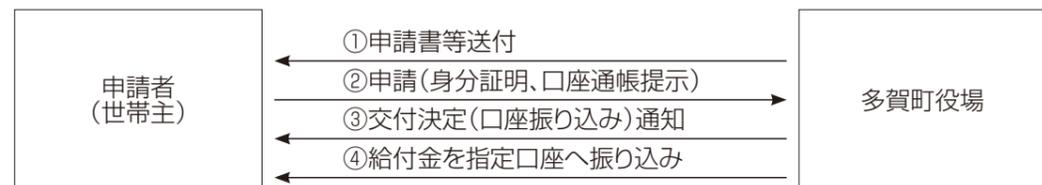
平成20年度において小学校就学前3年間に該当する子ども(生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日の子ども)であって、第2

子以降の子どもが対象となります。

第2子の判定は、18歳以下の子ども(生年月日が平成2年4月2日以降の子ども)の中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととなります。

対象となる子どもと第1子が別居しているときは、同じ人に扶養されていることを確認しますので、申請の際に医療保険の被保険者証の写しなどが必要となります。

申請の流れ (申請期間■4月1日から9月30日まで[役場執務時間内])



郵送での申請や口座をお持ちでない方の現金給付申請ができますので、詳しくは上記給付金係まで問い合わせください。

振り込め詐欺には注意してください。

多賀町役場からATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、給付のため手数料など振り込みを依頼することは絶対にありません。もし不審な電話がかかってきた場合は、上記窓口または警察にご連絡ください。

「多賀中学校給食のあり方について」答申が出されました！

教育委員会事務局学校教育課 (向)2-3741 (電)48-8123 g-ed@town.taga.lg.jp

平成18年12月議会において、「多賀中学校の完全給食の実施を求める請願書」が意見を付して採択されました。

これを受けて、教育委員会では、「多賀中学校給食のあり方について」の検討をすることとなり、平成19年の9月に各学校・園の代表者および学識経験者の10人で、「多賀中学校給食検討委員会」を設置し、平成20年の11月まで、

10回にわたって検討を重ね、この間小学5・6年生および中学生の児童生徒・保護者・中学校教職員へのアンケートを実施しました。

その結果、平成20年11月20日に検討委員会から教育長に答申が出され、教育委員会ですらに審議され、平成21年1月30日に教育委員会の答申が町長に提出されました。

その答申(要旨)についてお知らせします。

多賀中学校給食検討委員会から教育委員会に出された答申

多賀中学校給食のあり方について(答申)

「多賀中学校の完全給食の実施を求める請願書」が平成18年12月議会で意見を付して採択されました。

意見には、「県下の中学校では、約半数の学校で給食が実施されているが、全国的にさまざまな課題や問題が指摘されています。そのほか、市町合併の行方、幼稚園や福祉関係(独居老人家庭)などへの対応も含め、総合的かつ多角的に十分な検討が必要である。」と付帯決議を付して採択されました。

(中略)

学校給食の方法と検討委員会のまとめ

検討結果として、学校給食法の目的に鑑み給食を実施することは望ましいが、考慮する課題や実施方法については、次のような事柄が上げられます。

まず、自校方式については、より暖かい給食が提供できることや、栄養の偏りをなくすバランスのとれた給食が提供できる反面、昼食時間や部活動、バスの時間等の問題や生徒数が減少傾向にあることや、単独で調理場を持つことは建設費用や設備費の投資面で経費、施設維持費等ランニングコストや人件費など運営費の問題が考えられます。

センター方式については、保育園、小学校の

現給食施設を廃止、統合的に同じ食材を購入し、対象園児、児童生徒に適した昼食が提供でき、統一した安全管理が行えることや経費面においても軽減されるメリットはある反面、運搬方法とその費用、用地の確保、建設費用等の問題が考えられます。

(中略)

一方、食育基本法は「子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割」で本来「食育」は、父母、そのほかの保護者にあつては、家庭が「食育」において重要な役割を有していることの認識を求めています。

さらに、多賀町の特徴として、遠隔地生徒は、バス通学をしていることで、帰りの時間が限定されています。給食実施に伴う昼食時間の延長により心と身体を鍛え、友人関係を築き、教職員にとっても重要な生徒指導の場である部活動時間の減少が懸念されます。(中略)

このことから、父母保護者のみならず町全体での「食」に関する考え方を再認識し、「食育基本法」に示す「食育基本計画」の樹立に併せ健全な食生活の実現により心身の健康増進が図られるよう取り組む必要があると考えます。

以上、検討結果として何らかの方法で給食を実施することは望ましいが、上記の課題等が山積することから慎重に熟慮する必要があることを申し添え結論とします。

教育委員会から多賀町長へ出された答申

多賀中学校給食のあり方について(答申)

多賀中学校における学校給食のあり方と運営上の課題について検討・協議し、今後の望ましい学校給食についての基本的な考え方を教育長に答申することを目的に、多賀中学校給食

検討委員会(以下「委員会」という。)が設置された。

委員会では、一昨年(平成19年)9月から10回の会議が開催され、検討・協議の結果、平成20年11月20日「多賀中学校給食のあり方」について、答

申された。

教育委員会では、諮問を受け、協議の結果を付記し町長に答申する。

はじめに、食育推進は、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくみ、健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること等を目的としており、人づくり、地域づくりをめざすものでもある。また、食育は、父母そのほかの保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育を行う者にあつては、教育における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととされていることや、食に関する体験活動と食育推進活動の実践、伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮、食品の安全性の確保における食育の役割等、食育基本法にいう食育に関する基本理念にのっとり、食育の推進を図るものである。

(中略)

以上のことから、委員会で答申された、「何ら

かの方法で給食を実施することは望ましいが、課題等が山積することから慎重に熟慮する必要がある。」ことをふまえた上で多賀中学校給食については、アンケート結果も注視することが重要と考え、今後、食育に関する基本理念をふまえ、種々の課題を検討された上、下記のいずれかの方式で実施する方向で答申するものとする。

記

1. 単独調理場施設を建設し自校方式による実施

2. 給食センターを建設しセンター方式による実施

3. 小学校給食施設を増築し中学校へ配送する方式による実施

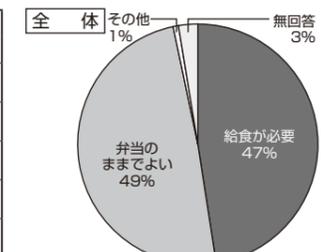
※食育の観点から、上記の1～3のいずれかの方式で実施することとするが、早急な実施が困難な場合の対処として、希望者のみ小学校給食施設を利用して調理し配送する方式や民間委託により調理し中学校へ配送する方式も考慮されたい。

アンケート結果(一部)

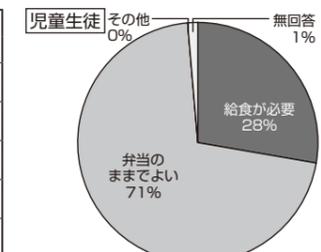
※紙面の都合上、答申全文とアンケート結果については、町のホームページに掲載しています。

中学校給食に関するアンケート集計

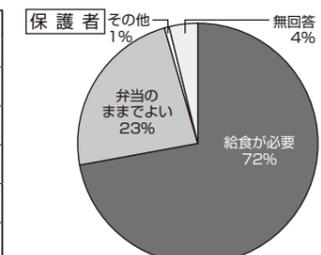
<全体>	小学校		中学校			合計	%
	児童	保護者	生徒	保護者	教職員		
給食が必要	32	111	70	114	4	331	47.6%
弁当のままでよい	126	22	135	51	8	342	49.1%
その他	0	1	0	1	3	5	0.7%
無回答	0	6	5	6	1	18	2.6%
計	158	140	210	172	16	696	



<児童生徒>	小学校		中学校		合計	%
	児童	%	生徒	%		
給食が必要	32	20.3%	70	33.3%	102	27.7%
弁当のままでよい	126	79.7%	135	64.3%	261	70.9%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	5	2.4%	5	1.4%
計	158		210		368	



<保護者>	小学校		中学校		合計	%
	保護者	%	保護者	%		
給食が必要	111	79.3%	114	66.3%	225	72.1%
弁当のままでよい	22	15.7%	51	29.7%	73	23.4%
その他	1	0.7%	1	0.6%	2	0.6%
無回答	6	4.3%	6	3.5%	12	3.8%
計	140		172		312	



環境生活課 (有)2-2031 (電)48-8114 kankyo@town.taga.lg.jp

ECO 鷺 鷺 環境基本条例へのつどいを開催しました

第1回「ECO 鷺 鷺 多賀町環境基本条例へのつどい」が3月1日、B&G海洋センターで100人あまりの参加のもと開催されました。

オープニングでは、「STOP Global Warming もっとHOT 見すぎ 言いすぎ 聞きすぎ」「みんなでCO₂を削減しましょう。」との呼びかけの歌を多賀在住の北川津良さんが披露されました。

講演会では、つどいのメインテーマである「命が尊重され 次の世代も生き活きと暮らせる環境を大切にしまちづくり」について、消費生活アドバイザーの北村欣見子先生から次のようなお話がありました。

環境問題は公害問題が起きた1970年ごろから取り上げられ、1993年には京都議定書がつくられました。国境を越えた環境サミットが開かれる状況の中、米原市ではまちづくりを考える会、環境パートナーシップ会議(50人)が住民本位の持続可能な計画、持続可能な発展の環境基本条例づくりに奔走され、合併問題との関係もあって、いろいろと苦戦をされたようです。しかし、その結果すばらしい住民参加の環境基本条例ができ上がったとのことでした。

また、1階の体育館では、不用品のリサイクルやさまざまな環境への取り組みを紹介することを目的とした、フリーマーケットやパネル展示コーナーが設けられました。パネル展示では、町内の企業・団体などの環境への取り組みが、皆さんに紹介されました。来場者は、フリーマーケットで買い求めたり、パネル展示を熱心



に観覧されていました。

自然の宝庫とも言われるこの多賀町を、先人たちが守り続けてこられた古い歴史を、雄大な自然を受け継ぎ、四季の移り変わりが変動しつつある今“私たちに何ができるか”を考え、そして実行に移し、次代に引き継いでいく共同意識づくりが大切ではないでしょうか。

安心して暮らせるまちをめざすには、それぞれ責任と義務が必要となりますが、環境基本条例策定の過程においては、住民・企業・行政・地域が力を併せて環境を守る意識が必要不可欠だと思います。

“環境基本条例って何?”から“条例できたんや。子どもたちのために守ろうな”となることを願っています。



多賀町内の川の風景

下の左のようなところもあり、右のようなところもあります。



▲町内の芹川下流



▲町内の芹川上流

トピックス

このコーナーでは、環境活動に取り組んでおられる人・団体・企業・字などを毎回紹介していきます。

キンビール(株)滋賀工場の取り組みをご紹介します

地球環境問題解決へのニーズが世界的に高まっている中、環境問題に前向きに対応することが「良き企業」であることが不可欠の要因になっていることから、キンビール(株)滋賀工場は、地球環境に配慮した活動に取り組むことによって、地域社会の共感と支持を得て、円滑な経営活動を推進することを基本理念にエコ活動を展開されています。

まずご紹介するのは、「水源の森づくり」です。おいしいビールはきれいな水なくては生

まれず、そのきれいな水を得るためには森林が大切な役割を果たしていることから、2004年4月、高取山ふれあい公園内で植林活動を実施、2005年1月には「滋賀県森林づくり条例」の主旨により、大滝山林組合と「森林づくりパートナー協定」を締結され、その後毎年植林地の除草刈りを実施されています。

また、毎月1回工場周辺の道路脇に捨てられた空き缶を拾って歩く、環境整備活動も展開されています。



▲植林地の除草刈り



▲環境整備活動のようす

※「ECO 鷺 鷺」環境に良いことカを入れて(鷺 鷺)で(鷺 鷺)の取組む意味。ECOはエコロジー(生態環境)の略語です。

第6回 多賀町美術展覧会

2月27日から3月1日まで、中央公民館において、第6回多賀町美術展覧会が開催されました。絵画・写真・書・工芸の部合わせて、76点の作品が出品されました。

(敬称略)

絵画部門 ■ 出品数 20点

総評 ■ 審査員 嶋貴 佑一 先生

全般に写生作品が多く素直な取り組みが感じられます。また、空間構成を考えた色彩の扱い方に工夫の跡が見られ、それぞれの感情表現に技術的な深みも感じられました。

受賞作品は特に作者の感情がにじみ出ている良い作品と思います。

特選 ■

- 碓井 静子 『冬をむかえる伊吹山』
- 樋口 秀子 『田舎の小径』
- 石原 愛子 『水車のある風景』

佳作 ■

- 吉岡 行夫 『早春(地藏さんのある風景)』
- 筒川 静 『多賀大社太鼓橋』
- 大矢 真弓 『トレニア』
- 高橋 汎子 『ひまわり』
- 堂中 紀子 『ひまわり』

※大賞の該当作品はありませんでした。



写真部門 ■ 出品数 25点

大賞 ■ 神田 裕弘 『初夏』

総評 ■ 審査員 中村 一雄 先生

昨年とほぼ同点数の応募であり、やや残念でしたが、応募作品のレベルは向上しているように思いました。

今年はデジタルが3割強をしめていて時代の流れのように思います。

写真は全体的に見て色調がもう一つであり、露出に注意をはらっていただきたいと思えます。特にデジタルの色が十分に出ていないものが多かったようです。

多賀町はよき自然が多いので来年は素晴らしい風景写真が多く出品されることを期待しています。

特選 ■

- 品居 九一郎 『家族の休日』
- 小中 スガ 『夏祭りの帰り』

佳作 ■

- 野村 惣蔵 『まなび』
- 野崎 明夫 『未来に宿す』



佳作 ■

- 増田 茂治 『芹谷の初雪』
- 藤本 夏雄 『杉坂の初雪』
- 城貝 淳子 『雨あがりの「つりがね草」』
- 北川 由三 『求愛』

書部門 ■ 出品数 9点

大賞 ■ 野口 一 『キセキより』

総評 ■ 審査員 疋田 雅夫 先生

出品作すべてにわたって書に対する取り組みに真面目な姿が見てとれ好感がもてた。

一作一作真剣に書き込み、じっくりと見て飽きのこない作品が多い。このていねいさを将来にわたって大切にしてもらいたい。

大賞…「キセキより」(野口 一)

一画一画をていねいに、自然なリズムで書き上げることができた。全体の構成もよくまとまり、すばらしい作品となった。

特選…「創作」(山本 きみ)

大胆な動きで二幅をバランスよくまとめ上げた。墨量の変化やまわりの白との関係も美しい。

特選…「百人一首より」(西澤 エミ)

太字かなを墨量の変化、行の流れを考え、自然な流れで美しくまとめあげた。縦への動きが美しい。

特選 ■

- 山本 きみ 『創作』
- 西澤 エミ 『百人一首より』



佳作 ■

- 大道 英昭 『梁園吟 李白』
- 北川 由三 『短歌』

工芸部門 ■ 出品数 22点

大賞 ■ 樋栄 文江 『^{どくだみ}藪の里』

総評 ■ 審査員 酒井 榮一 先生

今年の応募作品は数の点ではあまり変わりませんが内容的によい作品がありました。特にパッチワークの作品は手間もかかるのですから構図(下絵)を十分に良くして制作にかかれたいと思えます。陶芸の作品も形、口、釉薬とがよくあったようにされるのが大切です。次の作品に期待します。

大賞…「藪の里」(樋栄 文江)

図柄が大胆で、二つの柄がよくまとまっている。

特選…「花の思い出」(磯野 公子)

とても面白くできている。

特選…「花瓶」(西村 初枝)

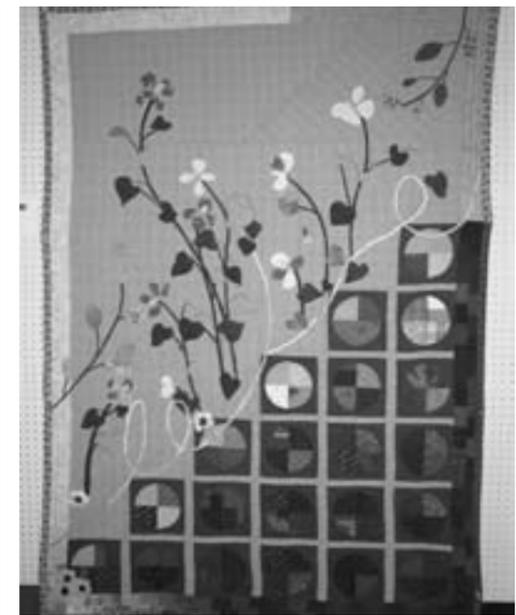
小作品ですが、自己の意がよく現われている。

特選 ■

- 磯野 公子 『花の思い出』
- 西村 初枝 『花瓶』

佳作 ■

- 安田 利一 『耳付花瓶』
- 上池 美根子 『古布甦らせて』
- 若林 敬子 『ほのお』
- 成宮 浩子 『手吹きガラス 花器二点揃「瑠璃紺」』
- 藤内 和子 『秋の日和』



環境生活課 (有)2-2031 (電)48-8114 kankyo@town.taga.lg.jp
 滋賀社会保険事務局 彦根事務所 国民年金業務課 (電)23-1114

平成21年度の国民年金保険料は月額14,660円です!

国民年金の保険料額が見直され、平成21年4月から平成22年3月までの保険料は月額14,660円になりました。

毎月の保険料の納付を、口座振替の早割制度(当月末振替)にされると、保険料が月々50円の割引になりお得です。手続きは、口座振替を希望される郵便局・金融機関、または滋賀社会保険事務局彦根事務所国民年金業務課まで。

また、平成21年4月分から平成22年3月分

までの保険料を、納付書でまとめて納付(前納)されると、保険料が3,120円の割引となり、たいへんお得です。納期限は、平成21年4月30日(木)です。

お手元に納付書がない場合は、滋賀社会保険事務局彦根事務所までご連絡ください。

※口座振替およびクレジットカードによる、平成21年4月分から平成22年3月分までの1年前納は、受付を終了しています。

ご存じですか? 学生納付特例制度!

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

対象となるのは、大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等に在籍されている20歳以上の学生の方です。

申請は、役場環境生活課まで。

なお、平成20年度に学生納付特例が承認された方で、平成21年度に引き続き学生納付特例を希望される場合も申請手続きが必要です。

学生納付特例が承認された期間は、将来支

給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間(受給資格期間)に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも算入されます。

ただし、「老齢基礎年金」の年金額には反映しません。

※承認された期間は、10年以内であればさかのぼって納付(追納)することができます。追納されるとその期間は保険料納付済期間となり、老齢基礎年金の額に反映されます。なお、承認された年度から起算して3年度目からは当時の保険料に加算額がつきます。

企画課 (有)2-2018 (電)48-8122 kikaku@town.taga.lg.jp

自治宝くじ助成事業

平成20年度コミュニティ助成事業(宝くじ助成)の助成を受け、大杉区において太鼓・飾り縄の整備ならびに掲示板の設置を実施されまし

た。今回の整備によって、より活発なコミュニティ活動が期待されます。



環境生活課 (有)2-2031 (電)48-8114 kankyo@town.taga.lg.jp

平成21年3月1日現在、多賀町の犬の登録頭数は489頭です。飼い主には狂犬病予防法により、飼い犬の登録と狂犬病予防注射を受ける義務があります。また、愛犬の死亡や飼い主の変更等があった場合は、変更届が必要です。

★犬の登録原簿

人間という住民基本台帳のことで、犬の名前・生年月日・性別・狂犬病予防注射年月(注射済票番号)等が記載されています。一生に一回の登録で、転出される場合は、犬も一緒に届け出てください。また、死亡の場合や譲渡された場合も届け出てください。

★犬鑑札

登録すると、番号がつけられます。番号のついた鑑札は必ず首輪等につけましょう。鑑札を犬の首輪等につけておくと、迷い犬になった場合でも、すぐに飼い主がわかるようになっています。

狂犬病の撲滅に狂犬病予防注射はかかせません。狂犬病の予防に成功している国は、日本を含めて10カ国程度です。2006年には、ニュースにもなりましたが、国外で犬に咬まれ帰国後、発症・死亡された方がいました。日本では、過去何年も発症例がなかった感染症ですが、ひとたび世界へ目を向けると年間5万人あまりが発症し、命を落としている恐ろしい感染症なのです。

狂犬病に感染した後では、飼い犬を助ける方

登録手数料と注射料金

☆すでに登録済みの方	
「犬の登録カード(愛犬カード)」をご持参ください。	
狂犬病予防注射料金(集合)	2,650円
狂犬病予防注射済票交付手数料	550円
合計	3,200円
☆新規登録の方	
犬の登録手数料	3,000円
狂犬病予防注射料金(集合)	2,650円
狂犬病予防注射済票交付手数料	550円
合計	6,200円

この機会にぜひ登録や変更届をしましょう。愛犬の死亡は電話でも受け付けができます。変更届等、詳しくは環境生活課までお問い合わせください。

★狂犬病予防注射

狂犬病予防注射を受けるには登録が必要です。例年、役場で実施している4・5月の集団注射を受けるか、動物病院で受ける方法もあります。必ず1年に1回、予防注射を受けましょう。

★狂犬病とは

狂犬病ウイルスを保有する犬や猫、こうもり等の野生動物にかまれたり、ひっかかれたりして発症します。一度、発症すると治療法がなく、100%死亡する感染症です。



法はありません。感染した飼い犬に咬まれた「あなた」も死に至る危険性が高くなります。万が一、感染犬に咬まれた場合は、できるだけ早く咬傷部位の洗浄・消毒を施し、暴露後発症予防ワクチンを必ず接種してください。

人間が狂犬病に感染しないためには、犬への予防注射がもっとも効果的な予防方法であることをご理解いただき、予防注射を受けてください。

平成21年度 狂犬病予防注射日程

4月14日(木)		
9時30分~11時30分	中央公民館	
13時~15時	多賀町役場	
4月16日(土)		
13時30分~14時30分	川相支所	
15時~15時30分	佐目多目的集会所	
5月14日(木)		
13時30分~14時30分	多賀町役場	

狂犬病予防注射を受けましょう!!

福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 fukushi@town.taga.lg.jp

こんにちは保健師です

世界の4人に1人が感染すると言われている「新型インフルエンザ」。大流行すると本町では40人あまりの死者が出ると予測されています。皆さんも新型インフルエンザについて正しい知識をもち、発生への心構えをしましょう。

新型インフルエンザとは

世界で猛威を振るうことが予測される「新型インフルエンザ」。これは、これまでヒトに感染することがなかった鳥インフルエンザが、ヒトからヒトに感染するように変化した新しい種類のインフルエンザです。

新型インフルエンザウイルスに対して、ヒトはウイルスに対する抵抗力(免疫)をもたないためヒトにとって未知のウイルスであり、過去の例からも、ヒトへの感染拡大が急速にすすみ、世界的な大流行(パンデミック)が予測されています。過去100年の間に、3回の世界的な大流行が発生しています。

新型インフルエンザによる感染者の予測(最大値)

区分	死者数	患者数
国	64万人 (全人口の0.5%)	3200万人 (全人口の25%)
多賀町	約40人	約2000人

今からできる流行の備え

手洗い、うがい、マスクの着用

- せきエチケット
～ほかの人への感染を予防する～
- ①せき・くしゃみをするときはティッシュなどで口と鼻を押さえましょう
 - ②使用したティッシュはふた付のゴミ箱に捨て、その後は手洗いをしましょう
 - ③せき・くしゃみをする人はマスクを着用しましょう。

自分・家族が発症したら(発症を疑わせる症状を含む)

「発熱相談センター」(彦根保健所に設置予定)に電話相談(事前連絡なく医療機関を受診すると、ほかの患者が感染する恐れがあるため)



「発熱外来」を受診

発熱を訴える患者さんに対し、ほかの症状の患者から隔離した場所で外来診察を行うシステム

少なくとも2週間分以上の備蓄

- 食料品**…米・インスタントラーメン・乾パン・レトルト食品、缶詰、水など
感染予防・医薬品…常備薬、マスク、うがい薬、消毒用アルコールなど
日用品…懐中電灯、乾電池、マッチ、ライター、カセットコンロ、トイレトペーパーなど

事前に家族で相談、地域で準備

家族が感染した場合、自宅待機になった場合、など家族でどのように役割分担するかを、家族で相談しておきましょう。

発生!! そのときの行動は

滋賀県での感染発生を知ったら

外出をさける

感染の拡大をさけるため、必要のない外出をさけましょう。

正確な情報の収集を

発生時には情報の氾濫が予想されます。正確な情報収集に努め、冷静に行動しましょう。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

滋賀県ホームページ

<http://www.pref.shiga.jp/e/kenko-t/shingatainfluenza/>



福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 fukushi@town.taga.lg.jp

介護予防健診を受けましょう!

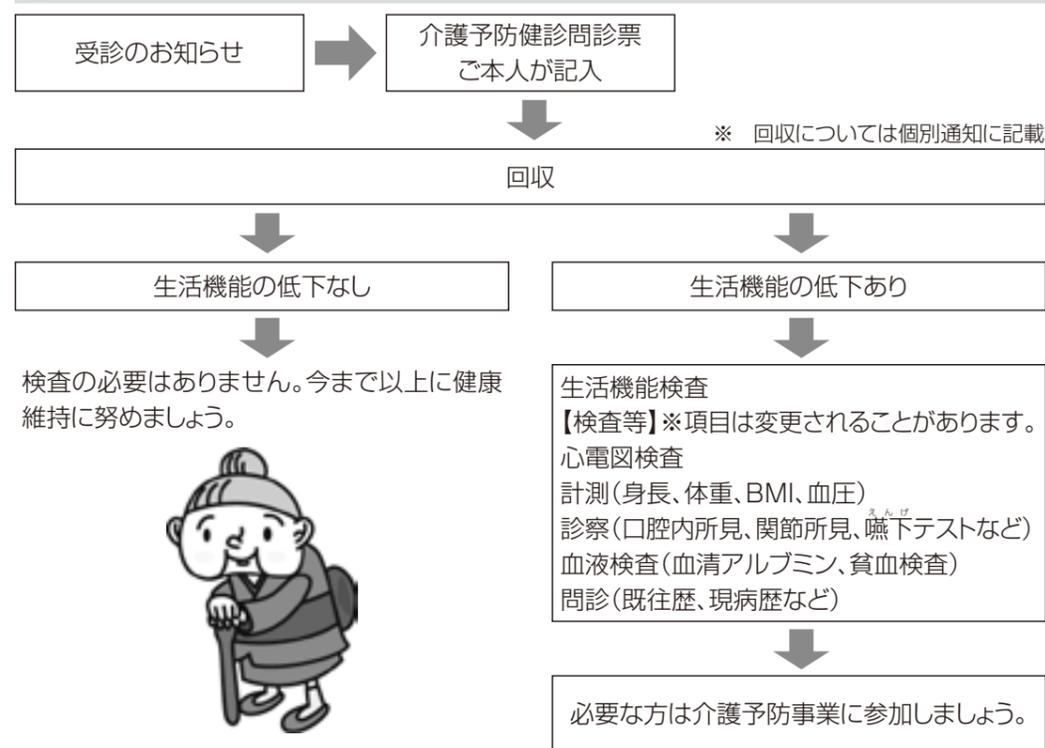
できるだけ自立して、いくつになっても自分らしくいきいきと暮らすこと、それが介護予防につながります。介護予防健診では、体や心の働きに加えて、日常生活動作や仕事・家事をこ

なす能力、家庭や社会での役割などを含む、人が生きていくための生活機能が低下していないかを点検し、生活機能の低下が見られる方には低下を防ぐための介護予防を実施します。

対象者

平成21年4月1日現在で65歳以上の方(介護認定を受けている方を除く)
※対象者には4月以降順次、個別通知をします。

健診の流れ



農林商工課 (有)2-2030 (電)48-8117 norin@town.taga.lg.jp

農業委員会だより

2月の委員会審議内容

- 農地法第3条による農地所有権移転許可申請 …… 1件
- 農地法第3条による農地耕作権の移転許可申請 …… 1件
- 農業経営基盤強化促進法による利用集積計画の決定 …… 28件
- 農地の貸借の解除通知書の受理 …… 2件
- 専決処分事項 (市街化農地転用届出) …… 1件

啓発事項

農地の貸し借りをされる場合は、農業委員会で手続きをしましょう。

多賀町スポーツ少年団活動記

B&G海洋センター (有)2-1625 電48-1625 b-g@town.taga.lg.jp
 今年、多賀町スポーツ少年団を29人の方が卒団されます。そこで、各団から代表者に、今までがんばってきたこと、これからの抱負などを作文に書いていただいたので、紹介します。

バレーボールで学んだこと

多賀Kidsバレーボール
 スポーツ少年団 高橋 伶奈

私は、1年生の後半からバレーを始めました。レギュラーになり、一生懸命だった4年生。勝ちに向って一直線だった5年生。そして1点の重みを痛感した6年生。泣いて笑って怒られて、ほめてもらいました。喜びも悔しさも、みんなと一緒にでした。「みんなでつなぐひとつのボール」を合言葉に私たちメンバーががんばれたのは、指導してくださった先生方と保護者のみなさんや家族の応援があったからです。本当にありがとうございました。

スポ少に入って学んだことを生かして、中学校に入っても、何事にも努力します。



楽しかった剣道

多賀剣道部
 スポーツ少年団 岡嶋 紘末

私は、1年生の時に剣道を始めました。まったく何もわからなかった私に、先生や先輩がやさしくていねいに教えてくださり、いつのまにか一人で防具をつけ、試合にも出れるようになりました。剣道は礼節を重んじ言葉遣いなど厳しい面もありますが、私は剣道に出会えたことをとってもよかった



と思います。これからもずっと続けていきたいです。

ミニバスを始めて感じたこと

TAGAミニバスケットボール
 スポーツ少年団 前田 結衣

私は、多賀ミニバスケットボールを始め感じたことはチームワークです。1年の終わりぐらいに見学に行ったとき。初めて行って緊張している私にそのとき6年生だった方が声をかけてくださいました。うれしかったです。それから2年になってミニバスに入って練習をがんばりました。しかし、3年生になっても4年生になっても、同じ学年の人は入ってきませんでした。でも1つ上の学年の人や、1つ下の人たちが仲良くしてくれて、バスケットをやっていてもすごく楽しかったです。6年生になってからは5年生の人たちも助けてくれて、よかったです。



これからは今、5年生以下の人たちががんばってもっと上手になってほしいと思います。

続けてよかった柔道!

大滝柔道
 スポーツ少年団 田辺 新貴

ぼくは、1年生から6年生までの6年間、大滝柔道を習いました。一番思い出に残っているのは、鹿児島県日



置市伊集院町に遠征に行ったことです。また一番厳しかったのは、寒稽古や暑中稽古で朝早く起き、早朝マラソンをし、1時間の練習をしてきたことです。この6年間で柔道を通して、体も心も強くなったと思います。この経験を生かし、中学校でもがんばっていききたいです。

少年野球の思い出

多賀少年野球
 スポーツ少年団 北川 裕也

ぼくは小学校2年生の6月からクラブに入りました。なぜ野球を始めたとかというと、一つ上のお兄ちゃんが先にクラブに入っていて、その時の高学年の人の試合を見た時に、お兄さんたちのプレーがカッコよくてぼくも上手になりたいと思ったからです。これまでの一番の思い出は、6年生の時に全国大会に行けたことです。ぼくは、あまり活躍できなかったけど、バッターボックスにたてたことがとてもうれしかったです。



ミニバスを始めて

大滝ミニバスケットボール
 スポーツ少年団 小林 葉奈

私は3年生の時にミニバスに入りました。初めは、上の人たちみたいに上手にパスやシュート、ドリブルなどできないことばかりだったけど、練習していくにつれできるようになりました。試合に出たときは、きんちょうしたけど楽しかったです。練習では、上の学年にいくなつて厳しかったけど、みんなで声を出してがんばりました。



心が1つになった時はいいプレーができてうれしかったです。前はなかなか試合に勝てなかったけど、勝つことができ、延長戦で負けたときは、本当にうれしかったです。かんとく、コーチの方にいろいろと教えてもらい、また最高の仲間といっしょにバスケットができてよかったです。中学校では、ミニバスで学んだことをいかして、がんばってバスケットを続けていきたいと思っています。

空手での出会い

日本正剛館空手湖東多賀
 スポーツ少年団 堀江 菜々子

私は3年生の時に入団しました。きっかけは、弟が空手を習いたいと言っていたので、一緒に見学に行ったのですが、最初は女の子なんて、だれも空手をしていないだろうと思っていたけど、1人2つ上のお姉さんが男の子と交じってやっていて、とてもかっこいいなと思ったので、私もやりたいと思ったからです。



年に2度昇段試験があり、型と組手で審査されます。級が上がると帯の色が変わり、私は去年緑帯になりました。あと、試合があり、去年に得意な型の試合に初めて出場しました。組手の競技に出た弟たちもとてもよくがんばっていました。

私は空手を習って、先生から空手以外のこともいろいろ学びましたが、私にとっては、年上や年下の人たちに出会ったことがとても良かったと思います。年下の子たちが私を見て、私が3年生の時に会ったお姉さんみたいに見えるか分からないけど、空手を始めて良かったと思います。

体育指導員かわらばん

CHANGE

今、子どもたちの身体に異変が起こっています。まっすぐに走れない、歩けない、転ぶと骨折してしまう。そんな子どもたちが増えています。

友だちと元気に外で遊んでいる子どもの数は年々減少していて、遊べる時間は家でゲームやパソコンに夢中になっている子どもが増えています。今から何かを変えていかなければ、子どもたちの今、そして未来が危ないのです。

では、何から始めればいいのか?子どもたちにいろいろと言う前に、まず大人から始めてみませんか。子どもは一番身近にいる大人の姿を見ています。たとえば、近所に用があるときは車やバイクを使わずに徒歩で行ってみれば、立派なウォーキングというスポーツになります。このようにつねに体を動かす習慣を身につけていくことが必要です。

そして、子どもが元気に育つには「いっぱい遊ぶ」「おいしく食べる」「ぐっすり寝る」ことが必要です。まずは大人からこの3つを実践していけば、子どもたちも変わってくるのではないのでしょうか。



多賀町の介護保険を取り巻く状況について

福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 fukushi@town.taga.lg.jp

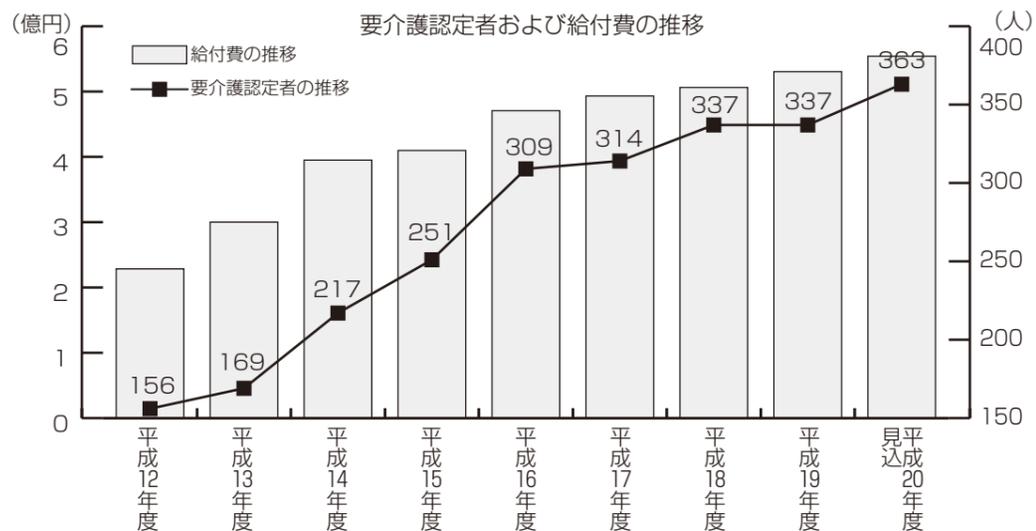
多賀町は総人口8,182人に対し、高齢者人口は2,274人、高齢化率は、27.79%(平成21年2月末現在)と県下でも高齢化率の高い町となっています。

このような状況の中で、高齢者が住み慣れた地域で、介護や支援を必要とせず、いつまでも元気でいきいきとした生活をおくることのできるまちづくりが必要となります。

本町の介護保険の運営状況を見ると、介護保険制度が始まった平成12年度と20年度を比較すると、要介護認定者数および介護保険制度から給付される費用はいずれも2倍以上になっています。(下図)

今後も、高齢化はより一層進展し、要介護認定者数はますます増加することが見込まれることから、介護保険サービスの利用やそれにかかる費用はさらに増加し続けることが予想されます。

そこで、将来にわたって持続的に介護保険制度を運営することができるよう、平成20年度以降の3年間を強化期間と位置づけて、保険給付の適正化を図るとともに、介護が必要にならないよう、また、介護が必要な状況になっても、その悪化をできる限り防ぐ「介護予防」の取り組みを推進していきますので、皆様のご協力を願います。



平成21年度～平成23年度の介護保険料が決まりました

基準額(第4段階)月額3,980円(年額47,760円)

一人ひとりの保険料は所得などに応じて、6段階に設定しています。(平成21年度～23年度の3年間)

段階	対象者	計算方法	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯非課税の方。	基準額×0.50	1,990円	23,880円
第2段階	世帯非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方。	基準額×0.50	1,990円	23,880円
第3段階	世帯非課税で第2段階以外の方。	基準額×0.75	2,985円	35,820円
第4段階	世帯課税で本人非課税の方	基準額×1.00	3,980円	47,760円
第5段階	本人課税で合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	4,975円	59,700円
第6段階	本人課税で合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.50	5,970円	71,640円

※上記の保険料額については、平成21年度～平成23年度の認定者数や給付費等の推計から算出し、介護従事者処遇改善臨時特例交付金により保険料の抑制に努めました。

環境生活課 (有)2-2031 (電)48-8114 kankyo@town.taga.lg.jp

加入・脱退の届出は14日以内に!

国保は、職場の健康保険などとは違い、加入するときもやめるときも、加入者自らが届出をしなければなりません。世帯主は異動があった

日から14日以内に、環境生活課の国保担当窓口へ届出をしてください。

☆国保に加入するとき

- ・ほかの市町村から転入した日(職場の健康保険などに加入していない場合)
- ・職場の健康保険などをやめた日(退職日の翌日)
- ・子どもが生まれた日
- ・生活保護を受けなくなった日

〈注意〉加入の届出が遅れると

- ・保険税は、加入の届出をした月からではなく、資格を得た月の分から納めるので、加入した月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。
- ・保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

☆国保をやめるとき

- ・ほかの市町村へ転出した日の翌日、またはその日
- ・職場の健康保険などへ加入した日の翌日
- ・死亡した日の翌日
- ・生活保護を受け始めた日

〈注意〉やめる届出が遅れると

- ・保険証があるため、うっかりそれを使って医療を受けた場合は、国保が負担した医療費はあとで返していただきます。
- ・ほかの健康保険に入ったとき、国保をやめる届出をしないと、知らずに保険税を二重に支払ってしまうことがあります。

○届出に必要なもの

お手持ちの保険証・退職証明書・印鑑等

交通事故などでケガをしたら

☆必ず届出をしてください

交通事故等、ほか人の行為が原因でケガなどをこうむり、国保の被保険者証を使って治療を受けるときは、すぐに警察に届けると同時に、環境生活課の国保窓口への届出が必要です。

☆医療費は加害者が負担

この場合にかかった医療費は、被害者に過失のない限り、加害者が全額負担するのが原則となっています。したがって、国保で治療した場合、加害者が負担すべき医療費は、国保が一時立て替えて支払うこととなります。

☆届出の手順

①警察に届け出る。

交通事故にあったら、すみやかに警察に届出て「事故証明書」をもらいます。

②国保の窓口へ届け出る。

国保の窓口へ「第三者行為による傷病届」を提出してください。

☆届出に必要な書類

- ◆第三者行為による傷病届
- ◆交通事故証明書
- ◆被保険者証
- ◆そのほか必要書類

※全部がそろわなくてもまずは届出を!!

☆示談の前にご相談を

加害者から治療費を受け取ったり示談をさせてしまうと、国保が使えなくなる場合があります。示談の前に必ず環境生活課の国保窓口にご相談ください。

国保の届出をお忘れなく!

企画課 (有)2-2018 (電)48-8122 kikaku@town.taga.lg.jp

平成21年 春の全国交通安全運動

4月6日(月)～4月15日(水)

運動の重点

1.子どもと高齢者の交通事故防止

運転者は

子どもや高齢者がよく利用する施設の近くでは、速度を落とし、徐行、十分な安全確認をしましょう。

家庭では

子どもや高齢者に対して、交通事故や近所の交通危険箇所などを例にして、交通ルールについてひと声かけましょう。

地域、職域などでは

人が集まる機会に、「思いやり運転」を呼びかけましょう。家族みんなで参加できる、実践型の交通安全教室を開催しましょう。

2.飲酒運転の根絶

運転者は

少しの量のお酒でも、運転は絶対にやめましょう。お酒を飲んだ人には、運転をさせないようにしましょう。

家庭では

車を運転する家族には、お酒をすすめないようにしましょう。飲酒運転や事故について、家族で話し合しましょう。

地域、職域などでは

人が集まる機会を生かし、飲酒運転の危険性や悲惨さについて話し合しましょう。

3.自転車の安全利用の推進

自転車利用者は

夕暮れ時や夜間に自転車を利用する時

は、必ずライトを点灯しましょう。歩道上での駐輪はやめて、必ず駐輪所等を利用しましょう。

地域、職域、学校などでは

自転車の正しい利用についての理解を深め、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。

4.後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

運転者は

シートベルト等の着用習慣をつけましょう。前席はもちろん、後部座席でもシートベルトの着用が義務になりました。

家庭では

車で出かける家族に、シートベルト、チャイルドシートの着用をすすめる「ひと声」をかけましょう。

地域、職域などでは

シートベルトの着用の必要性や効果を周知させるため、「シートベルト着用体験車」を活用する安全教室を開催しましょう。



税務課 (有)2-2041 (電)48-8113 (F)48-0594 zei@town.taga.lg.jp

時間外交付の方法が変わります。

税務課では、現在毎月第2・第4金曜日は、19時まで時間を延長して各種証明書の交付事務を実施していますが、年間を通じての利用が少ないため、この4月から毎月第2・第4金曜日の時間外交付は廃止し、毎月第2・第4日曜日の9時から12時まで予約制での各種証明書の交

付事務を実施することとします。

4月からは、月曜日から金曜日までの執務時間中に電話かFAXで必要とする証明書名と来庁される時間を伝えていただくと、税務課職員が役場税務課で交付します。

詳しくは、税務課にお尋ねください。

社会教育課 (有)2-3740 (電)48-8123 s-ed@town.taga.lg.jp

『第3回 滋賀県社会教育委員理事会』に出席して

多賀町社会教育委員 野村茂太郎

2月4日に大津市コラボしが21において、県内各地区代表の社会教育委員が集まり、理事会が開催されました。その討議内容について報告します。

1.平成20年度 活動報告

今年度も各地で研究会や研修会が開催され、活動の実践や研究成果を持ち寄って今後の社会教育や生涯学習のあり方について、活発に意見交換が行われました。

近畿地区研究会(9月5日開催)で滋賀県代表として『天体観測を通しての環境教育と地域づくり』の発表をされた天究館館長・高橋進さんへ大きな評価をいただき、多賀町の大きな成果となりました。

2.今後の取り組みについて

①社会環境の悪化

『100年に1度』と言われる不況は、人員整理や賃金カットなど社会に暗い影を落しています。影響は社会教育活動にもおよび、県の歳入不足から次年度は補助金削減や経費削減を目的とした大会の合同開催の案が出てい

ます。地域社会の問題から地球規模までさまざまな問題に直面し活動の重要性が増す中、資金不足が活動の縮小に連動しないかと懸念されます。

②意識のチェンジ(変革)

どんな社会状況になろうと『教育の質は低下させない』を基本に資金不足は、知恵と情熱と努力で補おうと改めて出席者で確認をしました。具体的には、公民館や図書館、博物館等との横の連携を強化することです。

③多賀町の取り組み

特に『生涯学習』と『家庭教育支援』に力を入れたいと考えます。高齢化がすすむ中、個人の要望と社会の要請に応える学習機会の充実をはかり、同時に学習成果や知恵・経験を発表する場づくりを推進させます。また将来を背負う子どもたちのために家庭教育を社会(町)全体で支援する体制づくりの強化をはかります。

社会状況の悪化は、多賀町も同様ですが『人の力を活かし、地域のきずなを深めるために』を目標に次年度も多賀町社会教育の充実に努力します。

教育委員会事務局学校教育課 (有)2-3741 (電)48-8123 g-ed@town.taga.lg.jp

平成21年度 多賀町育英資金奨学生募集案内

本制度は、経済的な事由により高等学校・大学等に就学するために必要とする費用の負担が困難な場合に、その一部として奨学金を給付する制度です。

本人または保護者に給付し、償還義務はありません。

3.奨学生の申請方法

希望される方は、教育委員会事務局にて必要書類(奨学生願書等)をお渡ししますので期間内に提出してください。自動更新ではありませんので、昨年以前から給付されている方も必ず申請を行ってください。

4.募集期間

4月13日(月)～5月15日(金)

5.奨学生の採用

多賀町育英資金運営委員会の選考を経て町長が決定し、本人あてに通知します。



2011年7月にアナログテレビ放送は終了します。ある日突然、「テレビが映らない」といふことにならないように、それまでに準備を

企画課 (有)2-2018 (電)48-8122 kikaku@town.taga.lg.jp

地上デジタル放送(地デジ)の準備はお済みでしょうか?

☆「総務省 滋賀県テレビ受信者支援センター」設立されました

地上デジタル放送完全移行にむけ、支援を必要としている受信者、共同受信施設へ直接伺い、デジタル移行の意義や方法をていねいに説明し、相談に答えるため、「滋賀県テレビ受信者支援センター」が、平成21年2月、大津に設立されました。

支援センターでは、円滑な地デジへの移行のため次の具体的な取り組みを展開します。

- テレビ受信状況の調査・把握(測定車による受信不良地区の調査等)
- 共聴施設のデジタル化促進への助言(説明会の開催、説明員の派遣等)

○受信相談へのていねいな対応(コールセンターで原因が特定できない相談への対応等)

○きめ細かな説明・訪問対応(集会への説明員の派遣等)

「なぜ放送をデジタルにするの?」「地デジを見るにはどうしたらいいの?」などの疑問、質問にお答えするための町内会・老人クラブ等の集会への説明員の派遣を始め、上記取り組みについて、ご希望がございましたら下記のコールセンターへご相談ください。

☆地デジ(地上デジタル放送)を見るにはどうしたらいいの?

- ①地デジ対応のテレビに買い換える
- ②地デジチューナーを買い足す
- ③地デジ対応済みのケーブルテレビに加入し視聴するという方法があります

①、②については、UHFアンテナの工事が必要となる場合があります。

また、集合住宅や受信障害対策で共同受

信施設を利用されている方でも、戸別受信が可能な場合は、上記①または②の方法によることができますが、引き続き共同受信施設を利用する場合は、設備の改修等が必要となる場合がありますので、施設管理者や建物のオーナーにご相談ください。



テレビ受信者の皆さんからのご相談は、コールセンターで一括してお受けします。

0570-07-0101

平日■9時～21時 土・日・祝日■9時～18時

IP電話等、上記番号でつながらない場合は、03-4334-1111でお受けしています。

教育委員会事務局学校教育課 (有)2-3741 (電)48-8123 g-ed@town.taga.lg.jp

町内小・中学校の2学期の始業日が変わります

学力補充や教育相談、各種学校行事への取り組みを充実するため、今年から2学期のスタートを土・日曜日を除いて実質3日間早めます。

このため、今年の夏休みは次のとおりとなります。

夏休み■7月21日(火)～8月26日(水)

(2学期始業式は8月27日(木):給食あり)

なお、町立幼稚園については、これまでどおり、2学期の始業式は9月1日となりますのでご注意ください。

(社)多賀町シルバー人材センター(多賀町役場内) (有)2-8080 (電)48-8128

シルバー人材センターとは高齢者にふさわしい仕事を会員に提供する公共的・公益的な団体です。

力仕事など人手がない時

- 家具の移動
- 火災報知器の取り付け
- 商品整理

家などの修繕で困った時

- 大工仕事・簡単な修理
- ペンキ塗り
- ふすま・障子・網戸などの張り替え

庭の剪定や空き地などの草刈り

- 公園清掃
- パンフレットの配布・お店番

あて名書きなどの事務的な仕事

- 招待状・あいさつなどのあて名書き
- 一般経理事務補助
- 施設管理・物品管理

そのほかのいろいろな仕事、ご相談ください。

(社)多賀町シルバー人材センター主催 今年も太極拳を始めます

シルバー人材センターが健康づくりのために、おおむね55歳以上の方を対象に、太極拳教室を開催します。太極拳は気の充実を促し、ストレス解消と心身のバランスを整え、健康維持が第一の目的です。力を抜いて楽しんでくだ

さい!

なお、この運動はイスに座ってでもできますので、ご希望の方は事務局へ参加申し込みをしてください。

月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	20	3	1	5	2	7	4	2	20	3	3
		17	15		16	21	18			17	

日時■いずれも水曜日の9時30分～11時30分

講師■麻生 清蔵さん

場所■ふれあいの郷 多目的運動室

持参品■タオル、お茶

保険代■850円

※保険加入の都合上、受講日の5日前までにお申し込みください。途中参加もできます。



あなたの豊かな知識と経験を生かしてみませんか? 会員募集!!

多賀町シルバー人材センターは、町内在住で60歳以上の健康で働く意欲のある方、センターの趣旨に賛同していただける方ならどなたでも入会できます。

毎月第3水曜日、13時30分から入会説明会を行っています。入会お待ちしています。

会員登録に必要なもの

- ①会費2,400円 (内訳:年会費1,200円 互助会会費1,200円)
- ②印鑑(認印)
- ③入会申込書
- ④ご家族の同意書
- ⑤預金通帳(本人名義)

※③④は事務局にあります。

以上を用意して説明会にお越しください。

仲間がほしいな!
地域社会に貢献したい
いろいろな仕事がしてみたい

多賀町シルバー人材センターはこのようない仕事をしています



多賀のゆかいな生き物図鑑④ みんなの近くを歩いています

セグロセキレイ

野鳥の間には、私たち人間の生活圏に近いところで暮らしている種類もたくさんいます。スズメやツバメはその代表種ですが、同じように身近でよく見かける野鳥のひとつが、今回紹介するセグロセキレイです。

セグロセキレイはその名の通り背中と頭、胸の部分が黒く、おなかは白色と白黒はっきりとした色が特徴の鳥です。日本でよく見るセキレイの仲間(ハクセキレイやキセキレイ)はアジアやヨーロッパにも生息しているのですが、このセグロセキレイは日本にしか生息していない日本固有種のセキレイです。

主に川の周りや河原などの水辺で生活しており、カワゲラやトビケラの仲間といった水生昆虫をはじめ、さまざまな昆虫を食べています。しかし、水辺が近くにあれば、民家の周りなどにもよくやってきます。電線や家の屋根にとまって「チチチー ジョジョ」という鳴き声でオスがさえずっているのを聞いたことがある方も多いのではないのでしょうか?また、家の雨



▲川にやってきたセグロセキレイ

どいやベランダなどで巣をつくることもあります。私たちの生活の場がセグロセキレイにとってもエサを食べる場所であったり、巣をつくる場所であるなど、生活の場になっているものと考えられます。

繁殖期は3月から8月にかけての間に行われ、この期間になると、オスがなわばりを作ります。セグロセキレイの縄張り意識はとて高く、近くによってきたほかのオスに対して、頭を上下に振って威嚇をしたり、激しく争ったり、追いかけて回す場面もみられます。とはいえ、メスと番うとオスメスで巣づくりや雛のエサ運びも仲良く行います。

とても人なつっこい野鳥ですので、じっとしていると人を恐れることもなく、私たちに近づいてくることもあります。博物館の駐車場にもよくセグロセキレイがやってくるのですが、まるで来館者の方を道案内しているかのように見えたこともありました。私たちの回りを尾羽をふりながら歩いたり、止まっている姿は、とてもかわいらしく、人気のある鳥です。皆さんの身近でも見かける機会が多い鳥ですので、これからは白黒の野鳥を見かけたら注意して観察してみてくださいね。

(多賀町立博物館学芸員 金尾滋史)



▲頭と背中が黒色、おなかは白色をしています

企画展 多賀町立博物館開館10周年記念企画展

博物館の「へえ～!!」なお仕事展

これまでの10年間の博物館活動を振り返り、ふだんはなかなか知る機会の少ない展示、調査研究、普及・教育、資料の収集や保存といった博物館のお仕事の内容を紹介します。思わず皆さんが「へえ～!!」と言ってしまうような博物館スタッフのこぼれ話もたくさんありますよ!!



期間■3月14日(土)～5月6日(休・祝)
場所■あけぼのパーク多賀 ギャラリー
後援■滋賀県博物館協議会
協力■滋賀県立大学学芸員課程、滋賀県立琵琶湖博物館、NPO法人西日本自然史系博物館ネットワーク、博物館による環境と科学のフェスティバル実行委員会



博物館自然観察会

多賀の植物(花)観察会

今年度最初の植物観察会です。春の植物を高取山でじっくりと観察しましょう。

日時■4月16日(休) 10時～12時

集合■あけぼのパーク多賀 駐車場

(9時30分)

※興味のある方はお気軽に博物館までお問い合わせください。



お知らせ

あけぼのパーク公園部分がリニューアル!!

博物館カウンター横にはカフェテリアも増設しました!!

あけぼのパークの公園部分が一部改修されました。新しくなった公園には、展望デッキが完成し、晴れた日には琵琶湖を眺めることができます。また、多賀町に生育するさまざまな植物が植栽され、今後は観察会も行う予定です。このほか、健康遊具や子ども向けの遊具も設置されました。

また、博物館のカウンター横には、カフェテリアスペースが完成しました。飲み物を飲みながらゆっくりと本を読んだり、お話をしたりできます。駐車場から直接このカフェテリア、そして博物館、図書館へ入ることもできるようになりました。新しくなったあけぼのパークへぜひお越しください。

あけぼのパーク多賀からのお知らせ

応援団・サークル活動日

「多賀町立図書館応援団」活動日

本のカバーかけや修理、書庫の整理などをします。

日時■4月11日(土) 13時30分～
(毎月第2土曜日)

活動場所■2階 小会議室

読書会

一緒に文学の世界を楽しみませんか。

日時■4月1日(水) 10時～
(毎月第1水曜日)

活動場所■2階 小会議室

図書館からのお知らせ

●2月18日～28日までの蔵書点検にご協力いただき、ありがとうございました。

期間前から多数の方にお手伝いいただき、12万点以上の資料の点検を無事に終えることができました。

応援に来てくださった高橋さん、百々さん、西澤さん、平木さん、山本さん、ほか皆さん本当にありがとうございました。



●長期延滞者の貸出し制限について

平成21年4月から、返却期限が大幅に過ぎている長期延滞者の方には、延滞している本をお返しいただけるまで、貸出しを控えさせていただきます。延滞されている本の中

子どもの本のサークル

「このゆびとまれ」

子どもの本について学んだり、「おはなしのじかん」を行っています。特別な知識や技術はいりません。子ども連れでも参加できます。

日時■4月4、18日(土)
13時30分～(毎月第1・3土曜日)

活動場所■2階 大会議室

「ドリームサークル」

おはなし会用の作品づくりなどを行っています。(毎月第1土曜日)

※随時、各メンバー募集中!!

詳しくは図書館までお問い合わせください。

には、予約の入っているものもあり、ほかの利用者の方にもご迷惑をおかけしています。より多くの方に気持ち良く利用していただけるように、このような制限を設けさせていただきました。ご理解いただきたく、お願いします。

●「インターネット利用登録」についてお知らせ

・平成20年10月から図書館が所蔵する本の予約や、借りている本の確認がインターネットでできるようになりました。

また、平成21年4月からは、AV資料や雑誌の予約ができるようになります。

・いずれも予約していただけるのは、貸出し中の資料(ビデオ・DVDはお1人1点のみ)です。

・インターネットでの予約や貸出確認のご利用には、事前に「インターネット利用登録」で、メールアドレス登録をしていただく必要があります。くわしくは、カウンターでお尋ねください。

※平成20年10月から利用者用インターネット検索端末を1台設置していましたが、特別整理休館明けから新たに、インターネット検索端末2台と、館内DVD等視聴用端末2台(インターネットをみることはできません。)を設置しましたので、お気軽にご利用ください。

多賀町立図書館 (有)2-1142 (電)48-1142 (F)48-1164 tosho@town.taga.lg.jp

映画会

アニメ 『ロボッツ』

日時■4月25日(土) 15時～(90分間)

場所■2階 大会議室

おはなしのじかん

日時■4月4、11、18日

いずれも土曜日 15時～

場所■おはなしのへや

※第1・3土曜日は子どもの本のサークル「このゆびとまれ」、そのほかは図書館司書が行います。

春休み工作教室

「牛乳パックでつくる手づくりハガキ」

日時■4月4日(土) 15時～

場所■2階 大会議室

対象■小学校低学年

子ども読書の日行事

「手づくりのぬくもり 布絵本展」

期間■4月18日(土)～5月17日(日)

場所■対面朗読室

出展■ボランティアグループ「布絵本さえずり」

子どもの日行事

「手づくりおもちゃでいっしょにあそぼう!」

日時■5月2日(土) 14時～

場所■2階 大会議室

対象■未就園児と保護者 20組

申し込み■4月11日(土) 10時～

花の写真展

期間■4月1日(水)～17日(金)

場所■対面朗読室

出展■西尾 利治さん

施設利用について

あけぼのパーク多賀の会議室やホール、図書館内の対面朗読室や公園も利用いただけます。個人やグループでの、作品や活動の発表の場としてご利用ください。希望される方は、図書館・博物館までお問い合わせください。

あけぼのパークカレンダー

4月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

■…休館日

※30日(休)は、振り替えおよび図書館月末整理のため休館です。

5月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

■…休館日

※28日(休)は、月末整理のため、図書館のみ休館です。

移動図書館さんさん号4月・5月の巡回

Aコース(大滝)第1・3金曜日		Bコース(多賀)第2・4金曜日	
4月 3日、17日(金) 5月 1日、15日(金)		4月10日、24日(金) 5月 8日、22日(金)	
12:50～13:30 大滝小学校		13:00～13:35 多賀小学校	
14:00～14:30 多賀清流の里		14:00～14:30 多賀幼稚園	
4月 3日(金) 5月 1日(金)	4月17日(金) 5月15日(金)	15:00～15:40 犬上ハートフルセンター	
15:00～15:30 藤瀬 (草の根ハウス前)	15:00～15:30 川相 (皆様の店くぼさん)		
15:50～16:20 たきのみや保育園		15:55～16:25 多賀ささゆり保育園	

※利用カード、本ともに図書館と共通です。

天候等の都合で巡回中止になる場合があります。

※返却日は、次の巡回日です。団体貸出の場合は、1カ月後となります。

※事業見直しのため、4月から巡回場所と時間が変わります。

※藤瀬は第1金曜日のみ、川相は第3金曜日をみの巡回です。

「笑顔のヒミツは本の中」

子ども読書週間 4月23日(木)～5月12日(火)
第51回子どもの読書週間 標語

粗大ごみ収集についてのお知らせ

粗大ごみ収集を次のとおり実施しますのでお知らせします。

なお、収集日当日は交通渋滞が予想されますので、各対象地域の指定日をお守りくださるようご協力をお願いします。

～必ずお守りください!～

- ・下記の指定時間内に搬入してください。
- ・家具等のガラスは、はずして燃えないごみに出してください。
- ・事業活動(農業も含みます)により発生したものは出せません。
- ・石油ストーブ等は燃料抜きをしてから出してください。
- ・カン等は中身を取り除いてから出してください。
- ・金属製品、木製品、そのほかの製品に分別し出してください。

家庭用でも回収で きない主なもの	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン、オートバイ、スプリングマットレス、タイヤ、爆発物、危険物(例:バッテリー、ガスボンベ、消火器等)、ふとん、たたみ、じゅうたん、毛布、ピアノ
---------------------	---

【上記の(違反)粗大ごみはお持ち帰りください。】

※今回の粗大ごみ収集から衣類乾燥機が出せなくなりましたのでご注意ください。

指定日	収集場所	対象地域
4月11日(土)	キリンビール社宅跡地(久徳中央公民館隣)	四手・大岡・八重練・土田・芹谷、脇ヶ畑地区・栗栖一円・木曾・久徳・月之木・中川原
4月18日(土)	滝の宮スポーツ公園駐車場	川相・藤瀬・富之尾・榑崎一ノ瀬・仏ヶ後・樋田・萱原・大杉・小原・霜ヶ原
4月25日(土)	多目的運動場横駐車場(B&G海洋センター隣)	多賀・尼子・敏満寺・猿木・梨ノ木・佐目・南後谷・大君ヶ畑

指定時間はいずれも7時から9時30分までです。

家電リサイクル対象品目が追加になりました

平成21年4月から、家電リサイクル法の改正により家電リサイクル対象品目が追加されました。

◆現行	ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機、ユニット型エアコン
◆平成21年4月より	ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機、ユニット型エアコン(追加された品目) 液晶式テレビ、プラズマ式テレビ、衣類乾燥機

上記の家電リサイクル対象品目は、販売店を通じて処理をする(引取料金は販売店により異なりますので、直接販売店にご確認ください。)か、または郵便局でリサイクル料金を振り込み、直接メーカー指定取引場所に搬入してください。粗大ごみ収集に出せませんのでご注意ください。

お問い合わせ

環境生活課 (有)2-2031 (電)48-8114

あるいてまいる 「多賀三社まわり」

胡宮神社・大滝神社・多賀大社を歩いてまいってみませんか?新緑のそよ風を楽しみながら、心地よいウォーキングを楽しんでください。

日時■5月2日(土) ※小雨決行

9時15分 集合

9時30分 出発

集合場所■近江鉄道多賀大社前駅

行程■多賀大社前駅→飯盛木→胡宮神社→榑崎古墳→大滝神社→

梨の木→博物館→多賀大社→

多賀大社前駅(全約14km)

お問い合わせ

多賀町観光協会

(有)2-1553 (電)48-1553

自衛官 募集

職種■①一般幹部候補生②一般曹候補生(※)

応募資格■①平成22年4月1日現在、22歳以上26歳未満の方(大学院卒業(見込み含む)の方については、28歳未満)・20歳以上22歳未満で大学卒業(見込み含む)の方

②平成22年4月1日現在、18歳以上27歳未満の方

受付期間■①②4月1日(水)～5月12日(火)

試験日■①1次試験(筆記試験):5月16日(土)、操縦適性検査(飛行要員のみ):5月17日(日)

②1次試験(筆記試験):5月23日(土)

※一般曹候補生の採用試験については実施予定であり、決定したものではありません。詳細については、自衛隊彦根地域事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ

自衛隊彦根地域事務所

彦根市旭町1-24

田中ビル2nd 1F

(電)26-0587

<http://www.mod.go.jp/pco/shiga/>

滋賀県警察官 (A・大卒程度)採用試験

滋賀県警察本部では、警察官を募集しています。

第1次試験■5月10日(日)

試験区分・採用予定人員■

男性A 42人程度

女性A 7人程度

※4年制大学を卒業した方または卒業見込みの方を対象としています。

お問い合わせ・詳細

滋賀県警察のホームページ

<http://www.pref.shiga.jp/police/>

フリーダイヤル

0120-204-314

滋賀県子ども未来基金 助成事業の募集

「滋賀県子ども未来基金」は、子どもを健やかに育む環境づくりを促進するため、県民や民間団体等の子育て支援活動に対し、必要な経費を助成しています。4月1日(水)から平成21年度の助成事業の募集を開始します。

対象事業■県内において実施される子どもに関わる非営利の支援事業で、事業費総額が10万円以上のもの

対象者■県内に事務所または活動拠点を有し、子育て支援活動を行う民間のグループまたは団体

助成金額■1件あたり10万～50万円以内(詳細は、募集要項をご覧ください。)

募集期間

4月1日(水)～5月15日(金)

申請方法■主たる活動拠点が所在する市町の社会福祉協議会へ所定の様式により申請してください。

募集要項、助成申請書(様式)はホームページからダウンロードできるほか、各市町社会福祉協議会でも配布しています。

お問い合わせ

滋賀県社会福祉協議会

地域福祉部

〒525-0072

草津市笠山7丁目8-138

(電)077-567-3920

(F)077-567-3923

<http://www.shigashakyo.jp/>

滋賀県パスポートセンター 「米原出張窓口」からのお知らせ

米原出張窓口は、祝日と5月7日(土)(文化産業交流会館の休館日)はお休みです。申請には、平日の火、水、木曜日にお越しください。

なお、大津の窓口(ピアザ淡海1階、大津市におの浜1-1-20)は、土曜日・日曜日・祝日(4月29日、5月4日、

5日、6日)を除き、通常どおり申請受付業務を行っています。

全国戦没者追悼式への 参列者募集

8月15日(土)に日本武道館で開催予定の全国戦没者追悼式に参列されるご遺族の方を募集します。

募集対象者■戦没者(原爆、一般戦災死没者を含む)の原則として配偶者、子、父母、兄弟姉妹(原則1柱1回限り)で、8月14日(金)～15日(土)の1泊2日の団体行動ができる方

募集人数■45人

※応募多数の場合は抽選としますが、1柱1回の条件を満たす方が優先となります。

参加費■5,000円程度

募集期間■4月1日(水)～17日(金)

当日消印有効

応募方法■はがきに①郵便番号・住所・氏名・生年月日・性別・戦没者との続柄・電話番号②戦没者の氏名・本籍都道府県名を記入して下記まで。

※選考結果は5月中旬をめどに応募者あてに通知します。

お問い合わせ・応募先

滋賀県健康福祉部健康福祉政策課

平和・援護担当

〒520-8577

大津市京町4丁目1-1

(電)077-528-3514

(F)077-528-4850

ea00@pref.shiga.lg.jp

よろず相談

今月の相談日■4月16日(木)

来月の相談日■5月16日(土)

時間■いずれも9時～11時30分

場所■多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」ボランティア室

相談・健診・予防接種・ひろばの案内

相談等

すくすく相談

5月25日(月) 受付時間▶10:00~11:00
子どもの健康、子育て等について受け付けています。

すこやか相談

5月12日(火) 受付時間▶10:00~11:00
ご自分の健康について、ご相談になりたい方は、お気軽にご利用ください。

健診等

4カ月児健診(離乳食教室)

5月11日(月) 受付時間▶13:00~13:15
H20年12月生まれの乳児

10カ月児健診

5月11日(月) 受付時間▶13:15~13:30
H20年6月生まれの乳児

1歳6カ月児健診

5月13日(水) 受付時間▶13:00~13:15
H19年10月・11月生まれの幼児

予防接種

BCG

5月12日(火) 受付時間▶13:45~14:00
生後3~6カ月児でBCGが未接種の乳児

ポリオ

5月20日(水) 受付時間▶13:30~14:30
生後3~90カ月児でポリオが2回未接種の乳幼児

三種混合

1期初回 3~8週間隔で3回接種
1期追加 3回目接種日から、1年後に1回接種
小菅医院 多賀診療所 5月13日(水) 11:30~ 予約制

※ほか2医院、4病院は1年中実施(予約制)
※「予防接種手帳」を必ずお読みください。
■各健診や予防接種には、必ず母子手帳・予診表をご持参ください。■1才6カ月児健診を受けられる方は、歯ブラシとコップを持ってきてください。■10カ月児健診には、お子さんと同居されているおばあちゃん・おじいちゃんもぜひおいでください。

ふれあいの郷トレーニング室

トレーニング室でああなたの健康づくり!

皆さんの健康づくりを応援するために「ふれあいの郷」では、毎月トレーニング室で『体力測定』を開催中。握力、閉眼片足立ち(バランス性)、長座体前屈(柔軟性)等を実施します。中高年の方にもご利用いただける運動機器もありますので、ぜひ健康づくりにお役立てください。

なお、はじめてトレーニング室を利用したく方は、初回に利用講習会を受講していただく必要がありますが、平成21年4月以降の

子育て支援センター ひろばの案内

わくわくランド

月曜日~金曜日 9:00~13:00
ささゆり保育園の2階の部屋を開放しています。子ども同士、親同士が遊んだり、語りあったりするのに利用してください。(下記広場以外)

にここ広場

5月は、みんなでうたを歌ったりリズム遊びをしてなかよく遊びましょう。お天気がよかったら園庭で遊びましょう。また、センターの職員と子育てについての話もしています。月ごとの予定は「にここメール」(各公共施設に掲示)で、お知らせしています。

カンガルー広場(2歳児)キリン広場(3歳児)

5月13日(水) 10:00~11:00

ペンギン①広場(1歳児)4月~9月

5月19日(火) 10:00~11:00

ペンギン②広場(1歳児)10月~3月

5月20日(水) 10:00~11:00

赤ちゃんペンギン広場(0歳児)

5月27日(水) 10:00~11:00

1歳のお誕生会

6月12日(金) 10:00~11:30

21年4月・5月・6月に1歳のお誕生日を迎えるお子さんがおられる方、合同の誕生会を6月にします。場所は、支援センターです。今までの誕生会に出席できなかった方もお越しください。

おしゃべりデー

5月26日(火) 10:00~11:30

場所 子育て支援センター(ささゆり保育園2階)
子育ての仲間が集って、気楽にワイワイしゃべって子育ての情報交換をしましょう。偶数月は支援センター・奇数月はたきのみや保育園へお越しください。

■子育て相談は、随時行っていますので、お気軽に來所していただくか、お電話ください。

平成21年度から支援センターの事務所は、ふれあいの郷の2階に移転しました。
子ども・家庭応援センター (有)2-8137 (電)48-8137

場所■多賀町総合福祉保健センター ふれあいの郷

福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 fukushi@town.taga.lg.jp

多賀やまびこクラブ事務局(B&G海洋センター内) (有)2-1115 (電)48-1115 yamabiko@pcm.ne.jp

こんにちは!多賀やまびこクラブです。

多賀町民による多賀町民のための総合型地域スポーツクラブ「多賀やまびこクラブ」も今年で3年目を迎えます。このたび、町民の中から手を挙げていただき、常勤のマネージャーが誕生しました。さらに、新しいボランティアスタッフも加わり、より充実した顔ぶれとなりました。

当クラブは現在、町の補助金やtotoの助成金、そして会員の皆さんの会費等により運営されています。

町民の健康を第一の目的とし、その中で町民相互の親睦も図られています。

只今、会員募集中!!

今年度は従来のメニューに加え、親

子リズムダンス教室・ベビーマッサー教室・スポーツ少年団との提携教室・サッカー教室・太極拳・社交ダンス等の教室、ビーチボール・ソフトボール等のサークル、こだまフェスタ・スキーツアー・女性提案イベント等の新しいメニューが盛り込まれています。詳しくは募集チラシをご覧ください。

【お知らせ】事務局がB&G海洋センター内に移転しました。
<事務所開館日>火曜日~土曜日 9時~17時(ただし、祝祭日の翌日は休館)

おたのしみクイズまちがいさがし



問題

左右のイラストをよ〜く眺めてください。いくつか違う部分があります。何カ所あるでしょうか?

① 1カ所 ② 3カ所 ③ 5カ所

答えがわかったら▶官製はがきで、解答と「広報たが」へのおたより(俳句・短歌・川柳・イラスト)やご意見を企画課までお送りください。Eメール・有線FAXでもOKです。

おめでた・おくやみ

生まれました!

☆遠城 瑛大(孝幸・いづみ)
☆山本 湊(恵一郎・まなみ)
☆川筋 彩加(勝則・洋子)

☆藤澤 美帆(真史・麻実)
☆川村怜乃・乃愛(昌高・章子)

おくやみ申し上げます

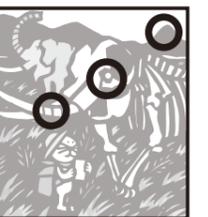
◆池本 美夫 96歳
◆土居寅次郎 70歳
◆岸本千代子 66歳

結婚しました!

♥清水 俊介 美穂
♥千切 秀明
♥田中 千淑 (敬称略)
♥若林

お詫びと訂正■広報たが3月号、22ページのトレーニング室の利用講習会日程で誤りがありました。平成21年4月以降の日程はまだ確定していません。お詫びして訂正します。

先月号の答え
② 3カ所
でした



ひとのうごき
平成21年2月末現在
()内は前月比

■人口
8,182人 (+ 4)

■男性
3,908人 (- 2)

■女性
4,274人 (+ 6)

■世帯数
2,677世帯 (- 1)



www.tagatown.jp

▼携帯電話からも「たがのホームページ」が見られます。このQRコードを携帯電話で読み取ってご覧ください。



多賀町町民憲章

鈴鹿山系の緑と芹川・犬上川の清流に恵まれた多賀町に住むわたくしたちは、日常生活の心構えとしてこの憲章を定めます。

わたくしたち多賀町民は

- 一、郷土に住む喜びを感謝し、平和で明るい町をつくります。
- 一、歴史と伝統を生かし、教養を深め、かおり高い文化の町をつくります。
- 一、互いに励まし助けあい、心のふれあう町をつくります。
- 一、清くたくましい青少年のそだつ、健全な町をつくります。
- 一、働くことに喜びをもち、しあわせな家庭、豊かな町をつくります。

昭和53年11月10日制定



ウグイス

[Cettia diphone]

町の鳥



スギ

[Cryptomeria japonica]

町の木



ササユリ

[Lilium japonicum]

町の花

4月の時間外交付

10^(金)日 と 24^(金)日

19時まで受付します。

環境生活課 (有)2-2031 (電)48-8114

編集後記■先月は、卒業式のシーズンでした。町内でも各園や学校で卒業式などが行われました。一緒に学んだり、遊んだりしてきた友だちや先生などのお別れです。新しい一歩の始まりです。不安と希望が入り混じった感覚を思い出します。でも、希望と不安の両方があるからこそ、これからの人生に張りが出てくるのではないかとも思えます。別れがあって、出会いがある。人間はそれを繰り返して、成長していくように思います。人との別れと出会いを大切にしたいですね。

kikaku@town.taga.lg.jp

(ぼ)

広報たが4月号 発行■多賀町役場 編集■企画課
〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀324
電話 0749488-02 毎月発行